

アーキビスト認証委員会（第2回）議事の記録

1 開催日時 令和2年8月25日（火） 14時～16時

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

（委員長）	高埜 利彦	（学習院大学名誉教授）
（委員長代理）	大友 一雄	（国文学研究資料館教授）
（委員）	井口 和起	（京都府立京都学・歴史館顧問）
	井上 由里子	（一橋大学大学院教授）
	大賀 妙子	（国立公文書館アドバイザー）
	太田 富康	（埼玉県立文書館主任専門員）
	福井 仁史	（日本学術会議事務局長）

（国立公文書館）	加藤 丈夫	館長
	中田 昌和	理事
	梅原 康嗣	統括公文書専門官
	幕田 兼治	首席公文書専門官心得
	伊藤 一晴	上席公文書専門官

4 議題

- （1）アーキビスト認証に係る説明会実施状況について
- （2）認証アーキビストの具体的審査方法について
- （3）准アーキビストの検討について
- （4）その他

5 概要

- 高埜委員長 本日の委員会は全員出席であり、アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる会として成立している。今回から新たに井上由里子委員にご参加いただくことになった。一言ご挨拶をお願いします。
- 井上委員 私は著作権等の知的財産法を専門にしている。公文書の中に著作物が含まれていることから公文書管理に関係するようになり、現在は公文書管理委員会の委員、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議にも参加している。『国立公文書館ニュース』第22号の特集記事に、高埜先生の「アーカイブズの主人公はアーキビストだ」というお話があった。公文書管理法ができ、また新館もできる状況になったが、まさにそこで活躍される専門職員がいなければ成り立たないと思っているので、この委員会で扱う事項は非常に大切だと考えている。しっかり努めてまいりたいのでよろしくお願ひしたい。
- 高埜委員長 続いて、国立公文書館の加藤館長からご挨拶をいただきたい。
- 加藤館長 お暑い中、全委員にお揃いいただき、感謝申し上げます。今日は第2回になるが、前回以降、認証を始めることについて様々な場所でお話しし、新聞報道等でも取り上げられた。非常に分かりやすく伝えてくれたものもあり、いろいろな方に認証への理解が広まったと思う。私どもも事務局として全国の公文書館関係者のところに出向き、話をさせていただいたが、概ね皆さんから好意的に受け止めていただいた。この経過については後でご報告する。
- いよいよ9月初めから募集が始まり、来年1月には第1号の認証アーキビストが誕生する。そこに向けた準備に入っていくわけだが、今日は私から二つ話をしておきたい。
- 一つは、認証委員会の運営に当たる当館の体制について、まだ十分に固まったわけではないが、この認証委員会の活動をサポートするため、館内に5人の専任の認証委員会事務局スタッフのチームを作りたい。この5人の事務局員は、7人の委員それぞれに対して応募の状

況とか、下審査の内容、各委員のご意向について個別にご報告・ご相談する役割を担うようにしたい。高埜委員長をはじめ、委員の皆さんそれぞれご専門や担当されてきた分野も違うので、全体として調整する役割も含め、委員一人一人に対し事務局員がそれぞれ担当させていただきたい。

もう一つは、「准アーキビスト」についてである。認証アーキビストは、レベルの高い専門資格として位置付けている。一方で、中央省庁や全国の公文書館からも、これに加えて、直接事務を担当している人たちや経験の浅い人たちにも何らかの資格を作ってくれないかという意見が、急速に高まっている。

たとえば中央省庁では、先年、内閣府に公文書監察室ができ、十数人のスタッフがついた。それから各府省にも CRO、公文書監理官が設置されて、そこに数人のスタッフがついて活動を始めている。今月 28 日には、内閣府主催で各府省 CRO 会議が開かれることになっており、各府省 CRO の皆さんも、私のところにいらっしゃるが、そこで、公文書をいま直接扱っている担当者に対して、何かの名称・資格というのを与えてくれないか等の要望が強くなっている。我々も「准アーキビスト」について、昨年度までの認証準備委員会でもご相談してきたが、当委員会でも認証アーキビストと並行する形でご議論いただく必要があると思っている。この課題にどう取り組んでいくか、後ほどご意見を承りたい。

○高埜委員長 それではさっそく議題に入りたい。

議題 1 アーキビスト認証に係る説明会実施状況について

○幕田首席 資料 1 に基づき説明

- ・ この説明会は、開始 1 年目ということもあり、アーキビスト認証制度の趣旨・目的、今回認証するアーキビストとは何か、申請に当たっての留意点等を説明するため行ったもの。
- ・ 当初の予定では、毎年 6 月に開催している全国公文書館長会議でアーキビスト認証の開始を公表し、併せて、その内容についてご説明することとしていたが、今般のコロナ禍の状況を踏まえ、会議を取り止めることになったことを受けて、6 月 12 日に、館 HP や当館館長からの全国の公文書館長への周知連絡による公表となった。
- ・ このような状況の中、全国の公文書館職員等に対し直接説明する機会を設けるため、各公文書館等に説明会の開催の協力を依頼し、申出のあった館全てに対し役職員を派遣して、説明会を実施することとした。なお、秋田県公文書館、茨城県立歴史館は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事前の申出はあったが取り止めとなった。
- ・ 当館としては、これらの説明会を通じ、各館や関係者の関心は高く、今回のアーキビスト認証の創設・仕組みについては、おおむね好意的に受け取られているとの感触をもっている。
- ・ また、マスメディアにおいても、全国紙や NHK の朝のニュースなどでも、アーキビスト認証の開始により、「記録保存の重要性の理解が深まる」、「公文書の適正な管理に繋がる」など、期待をこめた論調となっている。
- ・ なお、説明会で出された認証要件に関する意見や質問等については、このあと議題 2 の中でご紹介することとしている。

○高埜委員長 資料 1 に基づいてご説明をいただいたが、何かご質問等あればご発言をお願いします。

○大友委員長代理 ここに示されている期間外にも説明会は行うのか。

○幕田首席 当初、当館からは申請受付期間が始まる前の 8 月 31 日までということで、ご案内した。9 月の申請期間中に、希望が寄せられれば対応するつもりである。

○高埜委員長 それでは、議題 1 は以上とし、議題 2、3 に進めさせてもらう。議題 2 認証アーキビストの具体的審査方法について、まず審査手順、その後の事務手続きについて、順番に審議を進めていきたい。事務局からご説明をお願いします。

議題 2 認証アーキビストの具体的審査方法について

○梅原統括 資料2「1 審査手順」に基づき説明

- ・ まず、事務局が申請書受付後、審査リストを作成し、「3 審査方法」に従って、委員会でご議論いただきたい内容を審査リストに記入するなど下審査を行う。このメリットとして、統一的視点が確保できるとともに、委員が審査するに当たって、ある程度論点を絞り込むことが可能となるため、時間的なロスが少なく実質的な議論が深まると考えている。
- ・ 次に、第3回委員会前に、委員に対して事前審査をお願いする。10月中頃までに審査リストと申請書等の資料を委員に送付する。事前審査の開始に当たり、各委員に事務局担当者から下審査結果をご説明し、円滑かつ効率的な審査となるよう取り組む。なお、事前審査の結果について、あらかじめ事務局にご提出していただくことは予定していない。
- ・ 今回が認証の初年度であり、応募者数の想定が難しいが、それぞれご専門のご知見を合わせて審査していただきたいと考えており、審査を分担してご担当いただく提案ではない。
- ・ 11月上中旬に第3回委員会を開催し、委員が各自の事前審査結果を持ち寄って、全申請者について個別に審査を行い、7人の委員の合議により合格・不合格・保留を判定する。不合格の場合は理由を確認し、保留者については資料の追加提出を求める等、次回までの対応を検討する。
- ・ 第4回委員会を12月上旬に開催し、保留者について改めて検討し判定する。不合格者については理由を確認する。審査の可否について、最終結果の確認を行う。
- ・ 以上が委員にお願いする審査の流れである。なお、審査結果については、委員会から国立公文書館長へ報告され、申請者には12月15日までに認証の可否を通知する。

○高埜委員長 只今説明があったように、来月1か月間にわたって申請がなされ、まず事務局で、「下審査」という言い方をしているが、その申請書等を確認してもらい、それに基づき資料2別紙のリストを作成してもらおう。日程的に言うと事務局の下審査を終えたデータが、10月16日頃までに各委員に送付され、委員の事前審査作業が始まるという段取りにしたいとのこと。その際、申請者が70名を超える場合、データは段階的に二回に分けて、10月23日頃までに送付する。申請者数の想定が難しいので、このような体制をとるということである。

また、委員のサポートとして事務局員にご協力いただき、私ども委員に対して、審査リストに基づきご説明いただけるとのことである。これは、担当の事務局員と委員と対面で行うことを考えているのか。それとも、ほとんどメールやオンラインで済ませるというお考えか。

○梅原統括 原則は対面で行いたいと考えている。委員もご多忙と思うが、日程をご相談し、できるだけ丁寧な説明をさせていただきたい。

○高埜委員長 委員は、申請書類の事前審査を行った上で、11月上中旬に開催する第3回委員会において、申請者ごとに合格・不合格・保留の判定を行う。10月16日頃送付され、それから第3回委員会まで一か月弱かと思うが、その間に事前審査をしていただきたいとのことである。事務局でも判断つきかねるようなものも送られてくるかと思う。そういうものを各委員にお考えいただき、第3回委員会に臨んでいただきたいとのこと。

第3回委員会で、合格・不合格の他、決定できない保留のものが発生する。場合によっては、申請者に「この点が曖昧、不明なので、さらに書類を提出して確認をとりたい」というような依頼をし、それを踏まえて第4回委員会が12月上旬に設定されている。第3回委員会において保留とした申請者を含めて、第4回委員会では最終的に合格・不合格を判定する。なお、不合格の場合には、その不合格理由を申請者に知らせるということになっている。このような審査手順について、事務局の説明を確認のために繰り返したが、委員の皆さんからご質問、ご意見をいただければ幸いである。

○井口委員 三つほど質問がある。

一点目は、事務局が下審査で確実に可だという者や、これは不足していると判断された者は委員会にはかけず、判断に迷う者のみ委員会にかけるのか。そうではなく、事務局で下審査を一応行うが、その上で全ての申請者について委員に検討をお願いするのか。

二点目は、「資料の送付」の「資料」とは、どこまでの範囲を指すのか。たとえば、論文はタイトルだけでは中身が分からない。コピー等を委員に送ってもらえるのか。例えばアー

カイブズに係る研究なのかどうか、図録等についても、非常に創造的な仕事として評価できるものと、創造性は乏しく短期間に作られたとしか思えないものなど幅がある。内容が分かる資料を送ってもらう必要がある。

三点目は、70人とか80人の申請書が来たときに、委員が分担し、例えば少なくとも委員2～3人が同じ申請書を審査するという方式をとるのか。そうではなく、全委員が申請者全員について審査するのか。三点について教えていただけるとありがたい。

○高埜委員長 三点にわたっているが、事務局から回答願いたい。

○梅原統括 一点目について、事務局で作成するリストは、三つの要件ごとに、形式的に要件を満たしているものは「○」、明らかに足りていないものは「×」、判断がつかないものは「△」の符号を記す。「△」の場合は、判断に迷った理由を記す。全申請者分のリストを作り、ご説明した上で、全ての委員に申請者全員分をご確認いただきたいと考えている。

二点目について、事務局からは、作成した審査リストと、論文の写し等も含めた申請者から提出があった書類一式を全て先生方にお届けする。委員によっては、時間などの制約上全てをご覧いただくことは難しいかもしれないが、お届けはしたいと考えている。

三点目について、委員で分担して審査する方法については事務局でも検討したが、メリット・デメリットがある。今回は初めて行うものであり、委員7人の総合力をお借りして審査を進めていきたい。全体を見てご判断いただくことによって、正確な審査が可能になると考えている。一方で委員には負担をおかけすることになるが、先ほどから申し上げているように事務局が支援させていただきたい。

○井口委員 グループ分けはせず、委員全員で審査するということで了解した。

○加藤館長 実は審査の方式については、私も参加し館内でも随分時間をかけて検討した。私は、7人の委員の先生方のご関心や審査の視点というものが少しずつ違うため、分担を決めてしまうと評価が偏ってしまうかもしれないと考えた。よってそれぞれご自由にご判断いただいたものを持ち寄って、最後に高埜委員長を中心にまとめていただいた方が良いと考えたところ。

○高埜委員長 審査手順について他にご質問等あれば出してほしい。

○太田委員 先ほどの説明の中で、この審査リストは我々に配られるが、事前に審査結果を記入して提出する必要はないという説明だった。我々は公文書管理法のもとで仕事をしており、審査の経過や経緯はきちんと記録に残すことが必要と思うが、この審査リストは我々の手持ち資料になるだけで、会議資料にはならないということか。仮にそうだとすると、ここで議論された内容、検討経過が、議事録にしか記録として残らないことになるのか。

○梅原統括 審査の経過について、きちんと記録を残していくことは非常に大事だと考えている。事務局としては、資料2別紙の様式案で「メモ」と表示しているとおり、委員会に集まる前にご自分の観点で申請書類を見ていただく際に「メモ」として使っていただくものとして想定している。3回目以降の委員会でそれを持ち寄っていただき、ご発言を会議の記録としてきちんと残すことにより、記録は確保されるものと考えている。

○大賀委員 今の説明に関連するが、資料2別紙の表は、委員が記入する「メモ」欄はない形で、審査の記録としてきちんと残されるものなのでは。つまり今の話は、資料2別紙は記録として残すが、委員が個人的にメモを記入したものを会議前に集めて記録とすることはしない、という理解でよいか。

○梅原統括 その理解でよい。

○大友委員長代理 審査リストは、事務局から下審査を経た形であがってきて、それを委員会の中で確認・合意されることによって、委員会としての審査リストになっていく、ということだろうと思う。そうすると、事務局の「下審査」という用語は入っていない方がいいだろう。同様に資料2の「1 審査手順」の「(1) 事務局の下審査」という言葉で良いのか。審査をするのは認証委員会であり、事務局がまとめる書類について、「下審査」という言葉は使わない方がよいと考える。

○加藤館長 いまご指摘のように、「下審査」という言葉なり、審査資料の取扱いについては、改めて検討させていただきたい。資料2別紙は、先生にご判断いただくための参考資料としてお届けする、というようにイメージしていた。

これをお持ちして、担当事務局員とマンツーマンでいろいろご相談する中で修正が繰返し起こると思う。そうして作成されたリストを記録としてはどうするのか、ということについては、もう少し、検討させて欲しい。

- 梅原統括 重要な点をご指摘いただいた。実際に審査が行われてご意見をいただく中で、恐らく審査リストに列が足されたり、もう少し違う形になっていく可能性がある。したがって、最終の出来上がり図のようなものをもう一度確認させていただき、準備を進めたい。
- 大賀委員 であれば、「メモ」の欄はなくてもよいのかな、と思う。あくまでも記録として残す項目だけ定めた方がよいと思う。
- 高埜委員長 ただいまの議論だが、配布資料2別紙の「審査リスト」の様式については、事務局を中心になお検討を重ねていただくこととする。
- 井口委員 「一次審査」とか「二次審査」とかいう言葉を使えばいいのではないかと、いうくらいに私は思っている。「事前」という言葉によって、委員会を開く前に何か審査を行ってしまったという印象を与えるのではないかと。
もう一つがいたいのは、委員長から館長に審査結果が報告されて、館長は認証の可否を申請者に12月15日までに通知する、とある。これは本当に可・否だけの通知なのか。「否」の場合、審査結果の理由などが書いてあるのか。先ほどの話は、その書き方にも関係する。
- 伊藤上席 認証の可否に理由を付すのかどうかというご質問だが、不合格者にとって何が不足していたのかというのが非常に大切な情報になるので、第3・4回委員会で不合格の理由を委員会で固めていただき、不合格の場合はその理由を申請者へ通知することを考えている。
- 高埜委員長 了解した。ここまで、審査手順ということでご議論いただいた。また戻る可能性もあるが、審査方法について議論を進めたい。先ほど井口委員から審査の内容に関して判断基準をどうつけるのか、なかなか難しい点があるという前触れもあったが、まず事務局から審査方法についての説明をいただいてから、議論させていただきたい。

○梅原統括 資料2「3 審査方法」及び参考1について説明

- ・ 「3 審査方法」は、『令和2年度認証アーキビスト申請の手引き』を基に整理したもので、認証の三つの要件ごとに、審査の目的と観点、具体的な確認事項を整理している。
- ・ 事務局において、ここでは「下審査」と呼ばせていただくが、申請書等の外形的な確認をし、また調査研究実績については内容の確認も進めていくが、判断に悩むものについて、委員会にてご検討をお願いする予定。今回の説明会等を通じて寄せられた主な質問を資料2参考1として整理したので、これを材料に、ご意見をいただきたい。特に、「ハ 調査研究実績」は最終的なご判断をお願いする可能性が高い部分と考えている。
- ・ まず、「アーカイブズに関する調査研究実績」について、歴史研究なのか、アーカイブズに関する調査研究なのか、判断を求められるものがあると考えている。純粋な歴史研究は、これに当たらないと考えるが、如何か。
- ・ 次に、成果物が「アーカイブズに関する」と判断された場合、基準に達しているか。審査規則第5条第5号に示すいずれかに該当すれば調査研究能力の基準を満たしていると判断をすることになる。「アーカイブズに関する調査研究実績」は職務基準書で示された職務やその遂行上で必要となる知識・技能等に関する調査研究実績と定めており、規則上分量や掲載の種類を問うていない。
- ・ 「紀要の論文等」が修士課程相当を修了と同等と見なせるか否か、つまり修士論文に相当する実績といえるかを判断するためのものであると考えている。このため共同執筆の場合、内容や分担等によっては個人で完結している実績と見なせないとも考えられるが、如何か。
- 高埜委員長 資料2参考1に基づいてご説明いただいたが、「ロ 実務経験」については事務局から問いの投げかけがなかったが、ここは、改めて確認が必要な部分はあるか。
- 梅原統括 時間の関係で説明を省略したが、実務経験についても、ご検討いただけるということであれば、事務局の考えも述べさせていただこうと思う。
- 高埜委員長 只今ご説明いただいたアーカイブズに関する調査研究実績で、歴史研究なのか、あるいはアーカイブズに関する調査研究実績といえるかどうかの判断、また、特に問題なの

は、分担執筆の場合どう扱うのか。事務局が9月末日以降、限られた時間で作業するに当たって、明確に基準が分かれば処理しやすくなるということだと思う。これが曖昧な状態だと、いずれも事務局から△印がついてくる、ということになると思われるので、ご意見をお出しただけるとありがたい。

○井上委員 調査研究実績で、歴史研究の場合はどうなのか、というお話があった。今日の資料では「アーカイブズに関する調査研究」と書いてあるのだが、『認証アーキビスト申請の手引き』だと「アーカイブズに係る」というふうになっており、少しニュアンスが違うような気がする。古文書や文書、公文書などを使って調査したものを歴史研究と考えた場合、職務基準書で見たときの「利用」「普及」に関わる、「利用者の視点で使ってみた」というような立場で書かれていると見ることもできるので、それも「アーカイブズに係る」調査研究実績に入っていると考えてもおかしくないのかな、と思ったのだが、どうだろうか。「アーカイブズ学」というものに該当しなくても、利用者の視点で何か付け加えるものがあれば、それもアリなのかな、という考え方もできるかと思う。

○高埜委員長 いま井上委員から一つのお考えが示されたが、他にはいかがだろうか。これは、歴史研究なのか、アーカイブズに関する研究なのかという、どこに線を引くかというのは大変難しい。私のイメージを申し上げると、歴史研究というのはアーカイブズなど資料を解釈して歴史像を描く、歴史論を描くことに目的がある、というふうに考えている。それに対し、その資料がどのように伝存してきたか、あるいはどこに保存され、どういうふうを活用されているか、資料そのものを対象にした研究であれば、アーカイブズ学研究として位置付けられるのではないかと。もし線を引くとすれば、そんなところなのかな、と今までは考えてきた。これは私の考え方で、他の委員は、また別の考え方がおありかもしれない、今後も議論になると思う。大友、太田両委員は、学会登録アーキビストの審査でいろいろご経験がおありだと思うが、どう判断されてきたのか、何か付け加えていただければ。

○太田委員 この辺りのところは、本当に個別に出てきたものを見ないと判断できないのではないかと気がする。極端に言うと事務局の下調べだけでは判断できなくて、全部委員である我々が審査しなくてはいけないのではないかと、ある種の覚悟のようなものを持っている。ただ、申請者本人はアーカイブズに「係る」なり、「関する」なりの業績を求められて出しているものなので、そういう認識でいることを我々が認められるかどうか。本人が歴史研究の論文だといって出してきたものではないので、そういう目で我々は見ていかなければならないと思う。

それは論文だけでなく、目録やデータベースにも当てはまる。目録やデータベースは我々の世界では一番基本的なものなのだが、たとえば勤めている機関が目録を冊子では出していないで、データベースのような形でしか作っていない場合がある。フォンドレベルの記述もなく、アイテムレベルで表題や差出人などの情報だけを蓄積する。職務としてはそれしかやっていない、と言われたときに、それを業績として評価できるか否か。したがって、ただ目録を作ったといっても、一つ一つ見ていかないと答えが出ない。大変だが、これは個別判断することになってきてしまうという印象はある。事務局の下調べで8割のものはいけるだろう。残りの2割のものは委員に読み込んでもらって議論する、ということになるような印象がある。

○高埜委員長 今のご意見は、事務局に対して「どうぞ遠慮なく△印を付けて、こちらに下駄を預けてください」という主旨に聞こえたが、大友委員長代理、何かこの点に関して如何か。

○大友委員長代理 大変難しいところだと思う。実際の実務についても、図書館司書として勤めているがアーカイブズ学も勉強しているとか、学芸員の資格も持っているという人が多くいる。外国にも、専業でやっているというような人の方がむしろ少なく、様々な資格やキャリアを持っている人が大勢いる。そういう人たちが、アーカイブズに係るプロジェクトにも参加するわけだが、司書的な知識や、学芸員なりの経験を踏まえた形で成果が出てくるということは、現実として当たり前なのじゃないか。そして、それをよしとした方が良いのではないかとと思う。

現段階においては、厳密な形で「これはアーカイブズ研究というところからちょっと外れる」というような形でとらえるよりも、もう少し広い観点でとらえるということも必要な段

階でないかと思う。アーカイブズ学にとって、隣接する学問との関係をどうするかという議論がきちんとされていないので、本来であれば、そういう議論の末に、審査なども行われなくてはいけない。日本のアーキビストの広がりをごんなふうイメージしていけるかというところと関わることと思う。

○高埜委員長 今の友友委員長代理のお話は、資料2参考1の一番上の、「ロ 実務経験」のところに関して、線引きが難しいということ。つまり、キャリアだけでは線引きが難しく、提出された書類に基づいて判断する必要があるとうかがった。

○井口委員 学会登録アーキビストの審査を行ったときも、一番悩んだのはこの点であった。国立公文書館が認証するということから、どれだけの水準を要求していくのかということと関わってくる。できるだけたくさんの人をまず認証しようと考えたら、かなり大雑把になるが、厳格にやればやるほど、とても70人認証するとはいえなくなる。

歴史研究かどうかというときには、大学等で歴史の研究をしている人が、ちょっと資料を使って歴史論文を書いたからといって、それはアーキビストといえるのかといえば、それはいいないだろう。そういった人は、たぶん申請もしてこないだろう。問題はむしろ現場でアーキビスト資格を取りたいと思っている方たち。今回説明に行かれた地方の館などで、一生懸命仕事をしている人たちから見ると、その人たちは、所属機関の資料を長い間整理し、保存や利活用等の仕事をされていて、その中で自分が関心をもった歴史資料を用いて紀要に歴史論文を書く。そういう人たちから論文が出てきたときに、ぱっとみて「これは歴史の論文だからダメだ」というのは現場から見ると「とてもついていけない」ということになってしまう。したがって、どういう仕事を日常的にしている、どういう関心から論じられたものかというようなことから全体的な評価をしないと、論文の内容だけで評価できないところも出てくる。最初にいわれた「全部△印を付けてこられてもいいですよ、私たち、懸命に考えますから」ということになるのかもしれないが。逆に「資料目録をこれだけ作りました」というものを添付しただけで申請してきた場合、本当にそれでアーキビストといえるのかということも、私が学会登録アーキビストの審査委員を務めた6年間では問題になった。

したがって、境目を厳格につけることはとても難しい。共同執筆かどうかということよりも、多くの現場の職員たちは、自分が整理した資料を使って書いていて、それは内容的に見ると歴史論文にしかすぎないかもしれないけれども、それは読み取ってあげないと、現場から見ると遊離してしまうのではないかという懸念を持った。

○高埜委員長 貴重なご意見をいただいた。事務局が作業を進めるに当たって事前に確認をしたいと言うことで、どのくらい参考にさせていただいたかどうかわからないが、結局のところ、判断がつかかねるところは△印にして委員に送っていただくことになると思う。事務局から、もっとここについて聞いておきたいというような点はあるか。

○梅原統括 先生方をお願いするのは心苦しい面もあるが、事務局もできる限り力を尽くしたい。今回、資料2の4頁に引用しているように、「認証アーキビストとは何か」を問い、職務基準書に基づいて職務の範囲も確認しながら作ってきたものである。場合によっては議論がぶつかることもあるかもしれないが、そこは、ぜひ勉強させていただきながら、進めていきたい。

○高埜委員長 それではもう一点、資料2の「4 その他」について、説明を加えてもらえるか。

○梅原統括 資料2「4 その他」について説明

審査に当たって、委員ごとにマンツーマンで事務局の担当者を設定させていただく。ご説明を委員の事前審査に先だてさせていただくほか、事前審査を進める中で、必要があればお声がけいただき、審査の円滑化に資するようサポートさせていただく。

○高埜委員長 今の点について何かご発言はあるか。ここまで、具体的審査方法について資料2を用いて段階的に議論を進めてきた。審査手順についても、先ほど確認したとおりでよろしいか。

それでは、議題2は以上として、冒頭でも加藤館長からお話いただいた、「准アーキビストの検討について」、まず国立公文書館からご説明をいただくことから始めたい。

議題3 准アーキビストの検討について

○中田理事 資料3に基づき説明

- ・ まず、昨年末にアーキビスト認証準備委員会で「アーキビスト認証に関する基本的考え方」がまとめられ、公文書等の管理に関する専門職員に係る強化方策の一環として、「公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性・専門性を確保する」ため、認証の仕組みを設けることとされた。そして、認証アーキビストに準ずる方々を「准アーキビスト」として扱うことで、議論が行われた。
- ・ その結果、認証委員会に引き継いでご議論いただくことを前提に、「基本的考え方」においては、「認証アーキビストに準じて公文書等の管理に携わる人材の充実を図るとともに、認証アーキビストへの社会的理解を深め、その活躍の場を拓げるため、「准アーキビスト」制度を導入する」と、まとめられたところである。
- ・ 準備委員会の中で、内閣府の方から、「例えば、一定程度高齢となった方が行政機関等でアーキビストの仕事に従事するという形も考えられる」という発言があった。これは先ほど加藤館長からも話があったが、公文書管理の研修を受けたOB等の職員が、「実務経験等一定の専門的知識を有している者」として、行政機関内部にあって、作成整理段階から公文書管理の適正化を担っていくということを念頭においた発言だったと理解している。
- ・ このような経緯を踏まえ、資料3は、赤で示している認証アーキビストを中心にして、その周りに准アーキビストを、A・B・Cというように類型化して整理させていただいた。これは議論の参考用に作った模式図で、これだけに限るということではない。
- ・ Aについては国立公文書館等で行う研修を受講して、評価選別やアーカイブズの意義を含めた公文書管理の知識と実務経験を有する者が、行政内部で業務に当たっていくというイメージ。Bは、これから認証アーキビストになっていく者として、アーカイブズ機関にお勤めの方。さらにCは、アーキビストを目指し体系的な教育を受け、アーカイブズ機関で専門的実務に就くことを希望する者。専門的人材の裾野を広げていこう、という展望を持ってイメージしたものである。
- ・ 先ほども話があったとおり、委員の皆様には、認証のプロセスと併せて、この准アーキビストの具体像についてもご議論いただきたいが、Aについては、今後、内閣府において、各省とも行政機関側のニーズやフィージビリティ等について意見も聞きながら、さらに検討を進めていくと聞いており、随時委員会にご報告させていただきたいと思っている。

○高埜委員長 資料3のイメージ案に基づき、准アーキビストとして想定するA・B・Cについて説明いただいた。とりわけAについては、この委員会で独自に進めるというよりは、省庁側の動向を見ながら、時間をかけて考えていこうと。それに対してBとCについては、この委員会として具体的に議論を進めていく必要があるという考え方であると思う。

Bについては、今現在アーカイブズ機関に配置され、専門的業務を果たし、一定の要件を満たした職員ではあるが、認証アーキビストには届かないという方々を准アーキビストとして、資格取得していただいているかどうかという考え方。Cは、高等教育機関において体系的な教育を受け、今後アーカイブズ機関において専門的業務に従事することを希望するが、認証アーキビストになるためには実務経験が不足しているという方々を対象に、准アーキビスト資格を認証する方策を考えてはどうかというもの。

そこで、BとCの准アーキビストの資格認証に向けて今後この委員会で議論を続けていきたいと思うので、今日は、その頭出しということになるわけである。ご質問でも、ご意見でもよいので、ご発言をいただければと思う。

○福井委員 准アーキビストについては、認証アーキビストとは別に申請を受けるイメージで考えているのか。準備委員会の議論では、認証アーキビストには少し要件が不足している人、という位置付けになるのだと理解していた。

○梅原統括 準備委員会では具体的などころまで議論しておらず、本格的な議論は今日が初めてとなる。これからどう設計をしていくか、ぜひご意見をいただきたい。認証アーキビストとは別の仕組みなのか、また、それらを認めていく仕組み自体を作る必要があるのか。まず、そこからスタートし、必要があるということになれば、具体的方法を講じていくことになる。

○高埜委員長 福井委員、何か加えてご意見があれば。

○福井委員 Cは認証アーキビストを補助するようなイメージなのかなと。Bは認証アーキビストになっていこうという人。BやCの中の人で行政機関にいる人がAなのかなというイメージを持っている。それぞれの性格をもう少し整理する必要があるように思う。

○高埜委員長 すでに報道等でも、想定人数を含めて、准アーキビストについて紹介されている。この委員会としては、限られた期間内に准アーキビストについて具体的に設計をしていかなければいけないだろう。準備委員会の段階から議論はなされてきたわけで、准アーキビストが資格認証されることによって、相当裾野が広がることになる。そのことは“諸刃の剣”のようなところもある。学芸員資格制度があることによって、学芸員という仕事の理解が社会全体に非常に深く広く浸透したということがある一方、「学芸員資格を取っても仕事には就けないじゃないか」という悲鳴が聞こえてくる。准アーキビストについて、どれくらい裾野を広げるか、アーカイブズ制度にとっては有効な資格制度になるのではないかな。そうであれば、この委員会で今後も議論を進めていく必要があるのだろうと思う。

今日のご説明でも、A・B・Cの類型は、連関の問題もやはりまだ分かり難い。それぞれどういう方法で認証するか、どういう条件なら認証できるのか、具体的なプランを出して議論をしていく必要があるのではないかな。この話を初めて聞かれた委員からも、この段階でご発言いただけることがあればぜひお願いしたい。

○加藤館長 最初に話したが、A・B・Cと書いてあるが、私の理解では、AとB・Cは全く別物と考えている。準備委員会のときに、事務局として整理がつかぬまま同じ名前を使ってしまった経緯があるのだが、基本的に、AとB・Cは別だというふうにご理解願いたい。

Aはかなり実務的要請で、先に話したとおり、各省庁で研修を受けたOB職員の配置を検討することが、2018年の閣僚会議決定でも言われている。当館としては、認証アーキビストの考えとは別だが、要請には何とか応えていった方がよいと感じている。私のイメージでは、公文書管理研修のⅠ・Ⅱなど、初級レベルでよいので当館の研修をきちんと受講し、そして役所で公文書管理の実務に携わる人に一定の資格を与えたらどうかと。内閣府としては、文書管理の体制強化にOBを活用しようということを行っているわけで、そういう研修を行ってアーキビストを育成するという発想と、いま我々が議論している認証アーキビストというのは全然違う。ただし、Aのパターンについては先に述べた点から、もしかすると国の要請はこちらのほうが早くくるかもしれない。

一方でBとCについては、これは認証アーキビストと連関するものとお考えいただいたらよいと思う。ただ、この点はかねてから申し上げているのだが、単純に連続したものではなく、はっきりとした区別がある。準備委員会による「基本的考え方」でもう一つの課題として「上級アーキビスト」というカテゴリーの検討が挙げられているが、この上級アーキビストは認証アーキビストの中で、さらに経験を積んで上級レベルに達する人、ということで、二段階になることはありうる。B・Cの准アーキビストの中には、将来的に認証アーキビストにチャレンジする人が出てくる可能性はあるが、連続するという定義付けではないほうがよい、というのが私の考えである。

特にCについては、大学関係者から、大学では資格取得というのが大変なブームであり、資格が取れるとなれば大学の中に教育講座を作れると。国立公文書館でもそういう観点で取り組んでみたらどうだ、との話があった。全国の大学において学部レベルでカリキュラムを用意してくれるきっかけになるのであれば、意味があると思う。ぜひ委員の皆さんのご意見を伺えればと思う。

○高埜委員長 何かご発言はないか。

○井上委員 いま、AとB・Cはかなり違うということを知った。それから准アーキビストと認証アーキビストの間には連続性はなくて、むしろ不連続なものとして捉えたほうがよいのではないかなということだった。私は、認証アーキビストには知識・技能、実務経験、調査研究能力の3要件が求められ、そのうちのどれか欠けている人が准アーキビストで、これからそれを補ってもらおう、というイメージだったのだが、そうではないということか。

○加藤館長 先ほど申し上げたのは、あくまで私の個人的意見なので、別の考え方もありうるだろう。

○井上委員 そうであるとしても、ここに書かれている知識・技能、実務経験、調査研究能力と

いうのは非常に分かりやすい。准アーキビストA・B・Cは、それぞれどんな知識・技能、あるいは実務経験、調査研究能力を必要としてイメージされているのか教えていただくと、もう少しイメージが明確になると思う。あるいは実務経験でも、各類型の准アーキビストに求めるものと、認証アーキビストでは、質的に違うものを要求しているのかなど。

- 梅原統括 この議論は今日がスタートと思っている。次回の委員会は審査中心になると思うが、第4回委員会に時間が作れるようであれば今日いただいたご意見等を参考にもう少し整理し、具体的な議論が進むよう準備したい。
- 加藤館長 いまの井上委員のお話にも関連するが、Bと認証アーキビストが一線を画しているほうがいいというのが私の考え。認証アーキビストの要件の一つ、大学院修了レベルというのは、かなりレベルが高い。Bでイメージしているのは、アーカイブズの専門的知識について大学院レベルほど深い学識はないけれども、実務についてはかなり精通している人、そのようなイメージでBを定義できたらよいのではないか。
- 高埜委員長 B・Cの中にも、意欲をもって認証アーキビストになる方もいらっしゃる、ということなのかと思う。他にはご発言ないだろうか。
- 太田委員 地方の公文書館・文書館の立場から、ぜひこの准アーキビストの議論を進めていただきたいと思う。例えばCからBというところを見ると、非常勤職員で文書館の実務に当たっていただいている方はたくさんおられる。その方々を採用するときに、たとえばアーカイブズ・カレッジの修了生や学習院大学大学院の修了生が応募してくてくれる。ただ、その人たちが履歴書に書く場合には、研修歴などの参考情報程度の扱いになってしまう。最初に就職する時点では、誰も実務経験が足りず認証アーキビストになりようがない。そういう人たちが、履歴書に書けるような資格を、ぜひ与えてあげて欲しいという意味で、このCが重要な意味を持つ。
このCの准アーキビストを各機関で採用すれば、そのままBになっていく。そういう方が、文書館等で3年など、勤めるうちに経験を積み、研究実績も積んでいき、それほど遠くなく、認証の要件を満たすような人も出てくる。現場でやっていると、そんなイメージがある。
- 高埜委員長 それでは、先ほど事務局からご発言いただいたように、第3回委員会は認証アーキビストの審査が中心となることから、第4回委員会には准アーキビストについて、より具体的な整理をされた資料に基づき議論ができるかどうかということで、今日のところはここまでにさせていただきたい。最後に、議題4について事務局から。

議題4 その他

- 梅原統括 資料4「今後のスケジュール（案）」に基づき説明
 - ・ 9月より認証の申請受付、審査、認証の手続きが始まる。第3回委員会を11月に、第4回委員会を12月に開催させていただきたい。年度末には第5回委員会を開催予定。認証に係る規則等の見直しが必要になれば、改正案についても第4回以降ご相談させていただきたい。
 - ・ 様々な機会を通じて、普及啓発活動も随時対応していく予定。
 - ・ 「准アーキビスト」の検討は、第4回には資料を鋭意用意させていただき、検討のスピードを加速していきたい。取組の開始年度の目安を明示してはいないが、実施できるものから着手していきたい。今後、第8回委員会までに集中的な議論ができ、今後の方向性が見えてくるとありがたい。
- 高埜委員長 今後のスケジュールについてご説明いただいたが、何かご質問のある方はいらっしゃるか。准アーキビストの検討については、来夏前に開催予定となっている第7回委員会あたりで制度設計ができれば、令和4年度から募集が可能となり、理想的と思う。それでは、今後のスケジュールも確認し、本日の議事次第は以上で全て終了したということになるが、その他に何かあるか。
- 井口委員 第3回委員会は、2時から4時までという計画か。学会登録アーキビストの審査で

は、1時から5時ごろまで、4時間はかかった。委員の数も申請者数も多くなると、相当時間がかかるという覚悟が必要だと思う。

○梅原統括 今のお話は、会の最後の事務連絡の中で予定していたが、ここでお伝えさせていただく。まず、本日の議事の記録については事務局で案を作成の上、後日皆様にご確認いただきたい。配布資料や議事の記録は、アーキビスト認証委員会運営細則第6条に基づき、ホームページで公表させていただく。

次に、今お話のあった、第3・4回委員会の日時については、このあと、各委員のご都合を聞き決定させていただきたい。次回委員会は本審査となり、申請者数によっては本日の倍程度の時間を要する可能性もある。陪席者は入れず、委員と事務局のみの会議になる。長時間になることが予想されるので、効率性や正確性を考慮した運営となるよう、委員長と相談していくが、長時間になる点は、あらかじめご容赦いただきたい。

○高埜委員長 それでは加藤館長、最後に一言お願いしたい。

○加藤館長 本日は長時間にわたりご議論いただき御礼申し上げます。最初にもお話ししたとおり、専任の事務局員をそれぞれ付けるので、委員には公文書館に一人部下ができたというつもりで、お使いいただき、必要なことは私も含めて公文書館の事務局も共有しながら、考えていきたい。

○高埜委員長 他にご発言ないだろうか。なければ、本日の認証委員会は以上をもって閉会とする。

以上